

市の職員数と給与をお知らせします

市では、人事行政の公平性と透明性を高めるため、市の職員数と給与の状況について公表を行います。

人事関係では、職員数や休暇、福利厚生などの状況について、給与関係では、普通会計（水道・下水道事業などの特別会計を除く）に属する職員の給与、各種手当の状況、および市長など特別職の報酬についてお知らせします。

なお、詳細は、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

《問合せ》職員課
☎ 23-1326



人事関係

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用と退職

(平成20年度)

身分上の職名	職種	採用	退職
行政職員	一般事務職	5人	24人
	介護職	-	-
	保育士	6人	4人
	土木技術職	-	2人
	保健師	2人	-
	管理栄養士	1人	-
	生活支援員	-	1人
	医師	1人	2人
消防吏員	消防職	5人	1人
教員	幼稚園教諭	2人	6人
技能職員	技能職	-	2人
労務職員	労務職	-	6人
合計		22人	48人

(3) 部門別職員数の状況

区分	職員数		対前年増減数
	20年度	21年度	
一般行政	587人	562人	△25人(△ 4.3%)
一般管理	383人	384人	1人(0.3%)
福祉	204人	178人	△26人(△12.7%)
特別行政	318人	313人	△ 5人(△ 1.6%)
教育	190人	185人	△ 5人(△ 2.6%)
消防	128人	128人	-
公営企業等会計	113人	110人	△ 3人(△ 2.3%)
水道	33人	29人	△ 4人(△12.1%)
下水道	28人	24人	△ 4人(△14.3%)
その他	52人	57人	5人(9.6%)
合計	1,018人	985人	△33人(△ 3.2%)

※地方公共団体定員管理調査による職員数で教育長を含む職員数です。

※両年度とも4月1日現在の数値です。

(2) 昇任と降任

(平成20年度)

区分	昇任	降任
部長級以上	7人	0人
課長級	13人	0人
課長補佐級	25人	0人
係長級	20人	0人
主任以下	1人	0人
合計	66人	0人

※昇任とは、現在の職より上位の職に任用されること、降任とは、現在の職より下位の職に任用されることです。

(4) 定員管理適正化計画の年次別推進状況の概要

部門	人数（進捗率）		17～22の 数値目標	22年度
	17年度	21年度		
一般行政	641人 (-)	562人 (87.8%)	△90人	551人
特別行政	300人 (-)	312人 (70.6%)	17人	317人
公営企業 等会計	134人 (-)	110人 (77.4%)	△31人	103人
合計	1,075人 (-)	984人 (87.5%)	△104人	971人

※(3)部門別職員の状況と比較した場合、教育長は対象外になります。

※行政改革大綱に基づく平成19年4月の組織改革(こども部門の統一など)により、計画の見直しを行っています。

2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 基本的な勤務時間

職員の勤務時間は、1日8時間、1週間40時間です。

(平成21年4月1日現在)

区分	勤務時間	休憩時間
一般の職員	午前8時30分～午後5時30分	勤務時間中において1時間

(2)休暇

(平成21年4月1日現在)

種類	内容	
年次有給休暇	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、職員が請求したときに付与される休暇(1年度につき20日以内)	
病気休暇	負傷または疾病の療養のため勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、必要最小限の期間について認められる休暇(120日以内)	
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇(連続する6カ月の期間内)	
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇(1年度につき30日以内)	
特別休暇	特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	
	結婚休暇	5日の範囲内の期間
	妊娠中または出産後の通院休暇	妊娠期間および出産後、それぞれに応じた回数
	分べん休暇	出産予定日の8週間前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内の期間
	配偶者出産休暇	2日の範囲内の期間
	男性職員の育児参加休暇	7日の範囲内の期間
	忌引休暇	続柄に応じた範囲内の期間
	夏季休暇	5日の範囲内の期間
	その他	育児休暇、子の看護休暇、生理休暇、父母の祭日休暇、ボランティア休暇、骨髄提供休暇、長期勤続休暇、妊娠中の通勤緩和休暇

(3)年次有給休暇の取得状況 (4)育児休業の取得状況

(平成20年度)

(平成20年度)

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度です。育児休業期間中は、給与は支給されません。

総取得日数	9,282日
対象職員数	1,018人
平均取得日数	9.1日

平成20年度に新規に取得したもの	13人
平成19年から引続きしているもの	12人

3. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合、長期休養を要する場合などに、公務能率の維持を目的として、降任、免職、退職、降給させる不利益処分のことを言います。

(平成20年度)

種類	降任	免職	退職	降給
処分件数	0件	0件	6件	0件

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に免職、停職、減給、戒告となる不利益処分を言います。

(平成20年度)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	0件	0件	0件	0件

4. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)研修

(平成20年度)

種別	派遣先・内容など	受講者数
派遣研修	自治大学校	2人
	兵庫県自治協会(パソコン・実務研修ほか)	110人
	兵庫県自治研修所(管理職員・監督職員研修ほか)	28人
	但馬広域行政事務組合(中堅・新任職員研修ほか)	156人
	全国市町村国際文化研修所(国際交流基礎ほか)	13人
	人と未来防災センター(災害対策)	1人
	その他	31人
庁内研修	メンタルヘルス研修(一般職員、管理・監督職員対象)	52人
	接遇研修	61人
	勤務評定者研修(管理・監督職員対象)	120人
	人権研修	37人
	その他	94人
自主研修	自主研修支援事業	14人
合計		719人

(2)勤務成績の評定の状況

現在、適切な人事管理を行うとともに、職員の意欲向上など人材育成を目的として、適正かつ公平な勤務評定を行うため、管理・監督職を対象とした勤務評定者研修を実施するなど、その制度の確立に向けて準備を進めています(平成20年度実施)。

5. 職員の福祉等の状況

(1)職員の福利厚生等の状況

(平成20年度)

区分	内容
健康管理	定期健康診断、成人病健診、腰痛健診などの健康診断・検査および破傷風、B型肝炎の予防接種を実施。また、心の健康管理啓発のため、メンタル研修を実施するとともにカウンセリングを試行実施
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

(2)公務災害の状況

職員が、公務上の災害または通勤上の災害を受けた場合は、その災害によって生じた身体的損害に対する経済的補填があります。

(平成20年度)

項目	発生件数
公務災害	10人
通勤災害	0人